

議事録要旨	
会議等の名称	令和5年度第4回安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会
主催	高齢福祉課
日時	令和6年2月7日(水) 午後1時30分から午後2時45分まで
場所	安城市役所さくら庁舎2階第35会議室
出席者	委員 (会長) 神谷明文、(副会長) 野々川信、杉浦正之、稲垣光一、西尾淑子、舟橋広治、岡田昇大、富田裕明、高橋成行
	事務局 福祉部長、福祉部次長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹、高齢福祉課介護保険係長
傍聴人	なし
次第	1 委員紹介 2 会長挨拶 3 議題 (1) 令和6年度地域密着型サービス指定更新予定事業所について (2) 地域密着型サービス事業所の新規指定について 4 委員委嘱について 5 その他

欠席委員：池田真紀委員

1 委員紹介

(介護保険係長) 役員交代のため地区社会福祉協議会会長連絡会会長が稲垣光一様に変更されました。

2 会長あいさつ

今日が、今年度最後の会議。お忙しいところお集まりいただき感謝する。地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域、すなわち自宅や自宅の近くで継続して生活することを支援するサービスであり安城市民だけが受けられるサービスである。本日の議題1は事業所の指定更新についての報告事項。議題2は事業所の新規指定について新規に指定して良いかという市長からの諮問。これらについてご意見をいただきたくよろしく申し上げます。会議が実りあるものになるようよろしく申し上げます。

3 議題

(1) 令和6年度地域密着型サービス指定更新予定事業所について

(介護保険係長) 資料を説明

【質疑応答・意見】

(会長) 専門の方がいらっしゃるからお分かりかと思うが、共同生活介護とはグループホーム、通所介護とはデイサービス、福祉施設とは特養のこと。分かりにくいのは看多機。どういものか説明をお願いします。

(介護保険係長) まずは小規模多機能の説明をすると、定員29名で在宅の方で通いと泊まりができるサービス。それに訪問看護と訪問介護をプラスしたもの。ただし、ケアマネは該当施設のケアマネが担当になる。基本的には在宅に近い形で生活ができる。

(会長) 看護師さんがいるのは珍しい。

(B委員) 定員が29名とか18名とあるが上限の規制があるのか。

(介護保険係長) あります。グループホームでは1ユニット定員9名。市の所管する事業所は29名以下。県の所管する事業所は30名以上。看護小規模多機能型居宅介護の登録人数は29以下。

(会長) 1ユニット9名とはそれくらいが適当だということか。1ユニットに職員は何名？

(介護保険係長) 日中は3名以上、夜間は1名以上。

(会長) 以上の報告を受けて更新してよろしいか。

→異議なし

(2) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

(介護保険係長) 資料を説明。

【質疑応答・意見】

(会長) デイサービスは風呂をつけなくても良いのか。

(介護保険係長) なくても良い。なお、本日承認をいただいてすぐ進められるわけではなく消防法などの確認ができてから進めていく。

(会長) 1事業所ずつ承認していくか。

(介護保険係長) そうする。

(A委員) グループホームの方は、近くに障害者施設があるが連携されるのか。

(介護保険係長) ぬくもりの里がある。競合することもあるかもしれないが詳しくは聞いてはいない。地域の中ではどちらも大切な福祉施設である。

(A委員) 認知症と知的障害という違いがあるので共通な部分はないかもしれないが、災害時のことを考えると協定ができていると良いと思う。

(介護保険係長) 地域の取り組みとして事業を運営しながら模索していってもらうことになる。

(A委員) 事業所の場所が近いのでどうかと思って質問した。

(介護保険係長) たまたま併設することになった。地域の中でどのようにやっていくかの話を進めていけると良いと思う。

(会長) 今回のような地震があるとお互いに協定していると良いというのはおっしゃる通り。

(会長) 入所の要件は要介護何以上か？

(介護保険係長) グループホームは要支援でも入所できるが認知症を患っていることが前提。

(会長) やれることは自分でやるのがグループホーム。

(介護保険係長) そのとおり。

(副会長) ケアセンターうらが申請しているデイサービスについて。デイサービスに行った日だけ入浴する人が多いので風呂を設置することを確約してもらうことはできるのか。

(介護保険係長) 法律上は難しい。利用者のニーズがあるし事業所は、風呂を設置したいとのことなのでいずれ設置されるだろう。

(副会長) 人間的にも対応できないことがある。

(介護保険係長) 事業所から相談を受けたら対応する。

(会長) 答申にそういう要望があったと付することはできるか。

(介護保険係長) 風呂は法律上設置が義務付けられているわけではないので意見として伝えることはできる。

(B委員) 風呂なしのデイサービスは全体の何%?

(会長) デイサービスで風呂に入るイメージがある。

(B委員) 家での介護が楽になる。

(C委員) デイサービス全体の6割は風呂がある。リハビリ目的のデイサービスは入浴なしがほとんど。機能向上に関しては風呂目的ではないので。

(D委員) 時代が変わってきた。

(介護保険係長) 事業所と利用者のニーズによる。必ずしも設置しなければならないものではない。

(C委員) ケアセンターうららには風呂が設置されているし、申請中のデイサービスにも風呂は設置したいと言っていたので計画中だと思う。

(D委員) 毎日のように障害者施設「恵」の件が報道されている。食事の提供がきちんとされているかを昼食時に見に行ってもらえることはできるか。

(介護保険係長) 各事業所ぎりぎりで行っているのが単価の話となると難しいが、食費の話は大事な要素の一つ。違反になってはいけなくてサービスの提供がきちんとできているかは注視していかないといけない。

(会長) 払った金額に見合うサービスの提供ができているかを役所がチェックできるのかということ。

(介護保険係長) 書類だけではなく現場で見ることが必要。運営指導で確認する。

(B委員) 行くなれば抜き打ちで。

(介護保険係長) 我々がやれるのは運営指導。

(会長) 極端なことがあれば訴えがあるだろう。

(介護保険係長) 実際の提供と金額が合わないとなると利用者から苦情があるだろう。

(E委員) C委員がみえるので運営上の苦勞を聞きたい。

(C委員) 食事面は食費が高騰したため苦勞している。値上げすると利用者が減ってしまうのではないかという話がデイネット部会でも出たが、私の事業所では値上げをして適切な対応をとっている。中には赤字になる事業所もあり、値上げに踏み切れない事業所は運営できなくなっているのが現状。運営面は、デイサービスの目的がはっきりしないデイサービスは淘汰されていく。今後そういう事業所は生き残っていけない。デイネット部会でこの点は毎回話し合っている。

(F委員) 老健は食事の基準の費用が決まっているが値上げなし。食費の設定は基準より高く設定しているが物価高騰により赤字。診療報酬では食費の値上げがあったが介護報酬では値上げがなかったので足踏み状態。運営面では、老健はどこに向かっていくのかが今後重要になる。デイサービスはリハビリに特化している事業所があるので、老健も同様に集中的にやる分野があると今後強い。

(E委員) 民生委員として各家庭を訪問していると、最近親がデイサービスに行かなくなったという声を聞く。子ども扱いされておもしろくない、ばかにするなど。家族のために行ってやっているとのこと。プライドがある。現場のスタッフは常に職員の言葉遣いを指導されていると思うが、実際そういう声もある。

(B委員) プライドの高い人はそういう受け止め方をする。認知症があっても非常ベルを押しても俺は認知症ではないしそんなことしていないという人もいる。

(介護保険係長) デイサービスに行くための機能を充実させるとか、プランを立てる時にその人の目的を加味しないとそういうことが起こる。利用者の個性や目的に合わせたプランになればいいが。継続的に市でも支援していく。

(会長) 有限会社百々の新規申請について。承認でよろしいか。

→異議なし

(会長) 株式会社L I B Sの新規申請について。承認でよろしいか。

→異議なし

(会長) ケアセンターうららの新規指定について。承認でよろしいか。

→異議なし

(介護保険係長) 現在建設中なので予定日にオープンできるか事務局で注視していく。

4 委員委嘱について

(事務局) 委員任期が令和6年4月30日までとなるため、本会が最後の委員会となる。福祉部長の近藤よりご挨拶申し上げます。

(部長) 委員の皆様が4月30日ということで本日が最後の委員会です。委員の皆様におかれましては医療、福祉、保健など幅広い立場から多くの意見やアドバイスをいただきまして誠にありがとうございました。今後本市としましては委員会や各種会合等を通じて介護保険を適正かつ円滑に運営してまいりますので引き続きのご支援を切に願ひましてご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(事務局) 次回委員会については、今後、各団体等への委員推薦依頼を行ったうえで開催する。

(事務局) これで終了します。